

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令 人 材 政 策 室 1 頁

訓 令

教委訓第8号

各県立学校

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年9月30日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令

三重県立学校事務決裁規程（平成15年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表第11号の項第1号及び第2号中「目的外使用許可」を「貸付、目的外使用許可」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社